

最高人民法院による
営業秘密侵害紛争をめぐる民事事件の審理における
法律適用の若干問題に関する解釈
(意見募集稿)

営業秘密侵害紛争をめぐる民事事件を適正に審理するために、『中華人民共和国反不正競争法』『中華人民共和国民事訴訟法』等の関連法律の定めに基づき、裁判の実務と結び合わせて本解釈を制定する。

第一条 権利者は、第一審の法廷弁論の終結前にその主張する営業秘密の具体的な内容を明確にしなければならない。明確にすることができない場合、人民法院は起訴を却下する旨の裁定を行うことができる。一部についてのみ明確にすることができる場合、明確にすることができない部分に関する訴訟請求を棄却とする旨の判決を行うことができる。

権利者が、第一審の法廷弁論の終結前にその主張する営業秘密の具体的な内容の変更、追加を請求する場合、人民法院はこれを許可することができる。第二審手続において権利者が、第一審では明確にしていなかった営業秘密の具体的な内容を別途主張しており、相手当事者が第二審人民法院での併合審理に同意した場合、第二審人民法院は併合して裁判を行うことができる。

被疑侵害者が、権利者の主張する営業秘密の具体的な内容を明確にした後に、証拠交換、証拠調べを行うよう請求した場合、人民法院はこれを許可する。

第二条 権利者が主張する営業秘密が、侵害被疑行為の発生時点でその属する分野の当業者に普遍的に知られておらず、かつ、簡単に獲得できないものである場合、人民法院は、反不正競争法第九条第四項にいう「公衆に知られていない」ものにあたることを認定しなければならない。

人民法院は、公衆に知られている情報を整理、改善して形成した新たな情報、及び、出版物又はメディア、展示会、ネットワーク等の方式により公開された情報であって前項の定め適合するものについては、公衆に知られていない情報であると認定しなければならない。

第三条 人民法院は、権利者が主張する営業秘密が現実的又は潜在的な市場価値を有し、競争優位につながるものである場合、これを反不正競争法第九条第四項にいう「商業的価値を有する」ものにあたることを認定しなければならない。

人民法院は、生産経営活動において形成した段階的成果であって前項の定め

に適合したものについて、「商業的価値を有する」ものにあたると認定しなければならぬ。

第四条 科学技術に係る構造、原料、構成成分、レシピ、材料、スタイル、工法、方法又はその手順、アルゴリズム、データ、コンピュータープログラム及びその関連書類等の情報は、反不正競争法第九条第四項にいう「技術情報」にあたるることができる。

経営活動に係る発想、管理、営業、経理、計画、見本、入札募集・入札資料、データ、顧客情報等は、反不正競争法第九条第四項にいう「経営情報」にあたるることができる。

第五条 特定の顧客の名称、住所、連絡先、取引習慣、取引内容、特定のニーズ等の情報を整理、加工した上で形成した顧客情報は、反不正競争法第九条第四項にいう「経営情報」にあたるることができる。

当事者が、単に特定の顧客との契約、インボイス、伝票、証票等若しくは特定の顧客との長期で安定的な取引関係だけを理由として、特定の顧客情報が営業秘密であると主張した場合、人民法院はこれを支持しない。

第六条 権利者は、侵害被疑行為の発生前に講じていた相応の秘密保持措置を挙証して証明しなければならない。当該秘密保持措置は、営業秘密の商業的価値、重要度等に相応しいものでなければならない。

共有営業秘密については、各共有者とも相応の秘密保持措置を講じなければならない。

相応の秘密保持措置の認定において、人民法院は下記の要素を総合して考慮することができる。

- (一) 営業秘密の媒体の性質
- (二) 権利者の秘密保持の意思
- (三) 秘密保持措置の識別度
- (四) 秘密保持措置と営業秘密との整合度
- (五) 他者が不正な方式により営業秘密を獲得する際の難易度

第七条 権利者が講じる相応の秘密保持措置には、下記のものが含まれる。

- (一) 秘密保持合意書の締結、若しくは契約における秘密保持義務の取り決め
- (二) 定款、規則制度、教育等の方式による秘密保持の要請
- (三) 営業秘密に接し、営業秘密を獲得できるサプライヤー、顧客、訪問者等に対する秘密保持の要請

出典：2020年6月10日付け最高人民法院ウェブサイト

<http://www.court.gov.cn/zixun-xiangqing-235071.html>

(四) 表示、区分、隔離、密封保存等の方式による、営業秘密及びその媒体の区分けと管理

(五) 営業秘密に接し、営業秘密を獲得できるコンピューター設備、電子装置、ネットワーク設備、保存設備、ソフトウェア等におけるアクセス、保存、複製の禁止又は制限等の措置

(六) 退職する社員に対する、接触、獲得した営業秘密及びその媒体の登記、返却、削除、廃却の要請、並びに、継続的な秘密保持の義務づけ

第八条 権利者が提示した初歩的な証拠により、その主張する営業秘密について相応の秘密保持措置を講じたこと、かつ、被疑侵害者が営業秘密を獲得するルート又は機会を有しており、営業秘密侵害の可能性が高いことが証明された場合には、被疑侵害者は、当該営業秘密が公衆に知られているものであること、若しくは、営業秘密侵害行為が存在しないことについて挙証責任を負うことになる。

被疑侵害者は、研究開発、譲受、許諾、リバースエンジニアリング、承継等の方式により侵害被疑情報を獲得したと主張する場合、これを挙証して証明しなければならない。

第九条 反不正当竞争法第九条第三項にいう「従業員、元従業員」には、法人、非法人組織の経営・管理人員及び労働関係、人事関係を有するその他の者が含まれる。

第十条 反不正当竞争法第九条にいう「秘密保持義務」には、契約の締結時、履行時並びに契約の解除又は終了後において、当事者が法律の定め又は契約上の取り決めに基づいて負う秘密保持義務が含まれる。

契約に秘密保持義務の取り決めはないものの、信義誠実の原則及び契約の性質と目的、取引習慣、契約成立のプロセス等に基づけば、被疑侵害者が契約の締結・履行にあたって獲得した情報が権利者の営業秘密であることを知っている場合又は知るべきである場合には、人民法院は、反不正当竞争法第九条第一項にいう「秘密保持義務」を構成すると認定することができる。

第十一条 被疑侵害者が、法律の定めに違反し若しくは一般に認められる商業ルールに明らかに違反して権利者の営業秘密を獲得した場合、人民法院は、反不正当竞争法第九条第一項にいう「その他の不正手段をもって権利者の営業秘密を獲得した」ものと認定しなければならない。

第十二条 合法的に権利者から権限を受けた上で営業秘密を獲得した後、営

業秘密の保管、使用において意図的に又は重大な過失によりその営業秘密を他者が獲得することになった場合、人民法院は、反不正競争法第九条にいう「その取得した営業秘密を開示した」ものと認定しなければならない。

第十三条 人民法院は、従業員、元従業員に、権利者が主張する営業秘密を獲得するルート又は機会を有するものか否かを認定するにあたって、以下の関連要素を総合して考慮することができる。

- (一) 役職、職責、権限
- (二) 本業である仕事又は職場から割り振られた任務
- (三) 営業秘密に係る生産経営活動に関与する具体的な状況
- (四) 営業秘密及びその媒体のアクセス、接触、獲得、制御、保管、保存、複製が可能であるか、若しくは過去に発生したもののか否か
- (五) 考慮すべきその他の要素

第十四条 侵害被疑情報が権利者の主張する営業秘密と実質的な区別がなく、かつ、営業秘密の使用に対し実質的な影響がない場合、人民法院は、侵害被疑情報と営業秘密とが反不正競争法第三十二条第二項にいう「実質的に同一のもの」であると認定することができる。

人民法院は、実質的に同一であるものか否かを認定する場合、下記の要素を総合して考慮しなければならない。

- (一) 侵害被疑情報と営業秘密の相違・類似の度合い
- (二) 当業者が、侵害被疑行為の発生時点で、当該相違点を容易に思い付くか否か
- (三) 公的分野における営業秘密に係る情報の状況
- (四) 考慮すべきその他の要素

第十五条 営業秘密を直接に又は修正した上で生産経営活動に利用し、若しくは営業秘密に基づき関連生産経営活動を見直した場合、人民法院は、反不正競争法第九条にいう「営業秘密の使用」であると認定しなければならない。

第十六条 事業者以外のその他の自然人、法人や非法人組織が営業秘密を侵害し、権利者が反不正競争法第十七条に準拠して侵害者の民事責任を確定すると主張した場合、人民法院はこれを支持しなければならない。

従業員や元従業員が、営業秘密保持に係る取り決めに違反して、権利者が主張する営業秘密を侵害した場合、権利者は、法により違約責任又は侵害責任を主張することができる。

第十七条 当事者が、同一の侵害被疑行為に係る営業秘密侵害犯罪の刑事事件が審理中であることを理由に、営業秘密侵害紛争をめぐる民事事件の審理中止を請求した場合、人民法院は通常これを支持しなければならない。ただし、権利者が保護を請求する情報が営業秘密に当たらない場合、若しくは、事件の証拠により、被疑侵害者が営業秘密を侵害していないことを認定できる場合を除く。

第十八条 営業秘密侵害紛争をめぐる民事事件を審理する人民法院は、法に基づき、営業秘密侵害犯罪の刑事訴訟の手續において形成した証拠について審査しなければならない。

公安機関、檢察機関又はその他の人民法院で保存する侵害被疑行為と関連性のある証拠に関して、客觀的事由により、当事者及びその委託訴訟代理人が自ら収集できず、人民法院に調査・収集を申し立てた場合には、これを許可しなければならない。ただし、進行中の刑事訴訟手續に影響を及ぼすものは除く。

第十九条 公共の利益の維持、犯罪行為の制止のために、被疑侵害者が行政主管部門、司法機関等に関連営業秘密を開示したことに対して、権利者がその侵害責任を主張した場合、人民法院は通常これを支持しない。

第二十条 被申立人は、権利者が主張している営業秘密の開示、使用、他者に使用の許諾をしようとし、或いは、すでにしており、行為保全措置を取らないと判決の執行を困難にし、若しくは、その他の損害を当事者にもたらす場合には、人民法院は、権利者が担保を提供した後に、行為保全措置を講じる旨の裁定を行うことができる。

前項に定める事由が、民事訴訟法第百条、第百一条にいう「緊急な状況」である場合、人民法院は、四十八時間以内に裁定を行なわなければならない。

第二十一条 行為保全措置を申し立てる権利者は、申立の時点で、主張している営業秘密の具体的な内容を明確にし、営業秘密に対し相応の秘密保持措置を講じたことを挙証して証明しなければならない。

第二十二条 権利者が保護を請求する情報が営業秘密に当たらないこと、若しくは、営業秘密侵害行為が存在しないことを被疑侵害者が証明した場合、人民法院は、被疑侵害者の請求に基づき、行為保全措置を解除する旨裁定しなければならない。

侵害行為によって営業秘密が公衆に知られたことにより、行為保全措置の解除を裁定すると、侵害者が侵害行為によって獲得した不正な競争上の優位性を排除することができないと判断した場合には、人民法院は保全解除をしなくて

も良い。

第二十三条 権利者が侵害者に、営業秘密の媒体の返却又は廃却、それが支配している営業秘密情報の消去を命じる旨の判決を請求した場合、人民法院は通常これを支持する。

第二十四条 技術情報が権利者の技術方案の一部であり、若しくは営業秘密侵害製品が、別の製品の部品・パーツにあたる場合は、侵害された技術情報の、技術方案全般における割合や役目、若しくは当該営業秘密侵害製品自体の価値及び完成品全体の利益における割合や役目等の要素に基づいて、権利侵害の賠償額を合理的に確定しなければならない。営業秘密が経営情報である場合、当該経営情報の、営業秘密侵害行為により獲得する利益への役割等の要素に基づき、権利侵害の賠償額を合理的に確定しなければならない。

権利者が営業秘密の使用許諾料の合理的倍数を参照して権利侵害の賠償額を確定するよう請求した場合、人民法院は、許諾の性質、内容、実際の履行状況、侵害者の過失及び侵害行為の性質や情状等の要素に基づいて、これを確定することができる。

第二十五条 営業秘密侵害紛争をめぐる民事事件において、発効した刑事判決に認定された営業秘密侵害行為に起因する損害又は違法所得に準拠して、同一の営業秘密侵害行為により受けた損害の賠償額を確定するよう権利者が請求した場合、人民法院は、これについて審査しなければならない。

第二十六条 権利者が侵害により侵害者が獲得した利益について初歩的な証拠を提供している場合であって、営業秘密侵害行為に関する帳簿、資料を主に侵害者が把握しているときは、人民法院は、侵害者に対して、当該帳簿、資料を提供するよう命じることができる。侵害者が、正当な理由なく、提供を拒否し、若しくは、事実のとおり提供しなかった場合、人民法院は、権利者の主張及び事件の証拠に基づき、侵害により侵害者が獲得した利益を認定することができる。

第二十七条 当事者又は訴外人の営業秘密に係る証拠、資料について、当事者又は訴外人が文書により人民法院における秘密保持措置を申請した場合には、人民法院は、証拠交換、証拠調べ、法廷審理等の訴訟活動において必要な秘密保持措置を講じなければならない。

当事者が前項に定める秘密保持措置に違反して、勝手に営業秘密を開示し若しくは訴訟活動以外で使用した場合、或いは訴訟において接触、獲得した営業秘密について他者に使用を許諾した場合には、侵害責任を負わなければならない。

出典：2020年6月10日付け最高人民法院ウェブサイト

<http://www.court.gov.cn/zixun-xiangqing-235071.html>

民事訴訟法第百十一条に定める事由にあたる場合、人民法院は、法により強制措置を講じることができる。

第二十八条 営業秘密侵害紛争をめぐる第一審民事事件は、各省、自治区、直轄市人民政府の所在地の中級人民法院及び最高人民法院に指定される中級人民法院が管轄する。ただし、法律、司法解釈に別途定めのあるものは除く。

第二十九条 営業秘密侵害紛争をめぐる第一審民事事件は、侵害被疑行為の実施地又は被告住所地の人民法院が管轄する。

被疑侵害者が電子的侵入等の情報ネットワークによる手段で営業秘密を侵害した場合、侵害被疑行為を実施した端末又はサーバーの所在地、営業秘密を保存した端末又はサーバーの所在地若しくは被告の住所地の人民法院が管轄する。

本条の第一項、第二項に定める侵害被疑行為の実施地、サーバーの所在地、被告の住所地の確定が困難な場合、権利者の住所地の人民法院が管轄する。

第三十条 人民法院は営業秘密侵害紛争をめぐる涉外民事事件の審理にあたって、中華人民共和国の法律に基づき、権利者が主張している営業秘密の帰属と内容、侵害行為、侵害責任を認定する。

第三十一条 人民法院は、営業秘密侵害紛争をめぐる民事事件の審理にあたっては、侵害被疑行為発生時の法律を適用する。侵害被疑行為が法改正の前に発生し、法改正の後に継続している場合、改正後の法律を適用する。

第三十二条 これまでに最高人民法院から発表された関連司法解釈が本解釈と一致しない場合、本解釈に準拠する。

第三十三条 本解釈は_____年__月__日より施行する。

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェットロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェットロが保障するものではないことを予めご了承下さい。